

指定難病などに関する支援制度

難病とは、「発病の仕組みが明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病で、長期にわたり療養を必要とするもの」を言います。
今回は、指定難病などに関する支援制度についてお知らせします。



▲詳しくはこちら

医療費の助成（県が認定・支給）

指定難病などの診断を受け、一定の基準を満たしている人は、医療受給者証の交付を受けると、医療費の一部が助成されます。受給者証の交付を受けるには、疾病ごとに認定基準があります。主治医と相談の上、富士保健所に申請してください。
詳しくは、富士保健所に問い合わせるか、県ウェブサイトをご覧ください。



▲詳しくはこちら

※「医療受給者証」のほか、「子ども医療費受給者証」も交付されている場合、当該療養に要した保険診療分医療費の自己負担金は、こども医療費の払戻し対象です。

問合せ／

●「指定難病」「特定疾患」のこと

富士保健所 医療健康課

☎0545(65)2659

●「小児慢性特定疾病」のこと

富士保健所 福祉課

☎0545(65)2647

●「子ども医療費」のこと

子育て給付課

☎0545(55)2738



療養扶助費（市が支給）

対象／①～④のいずれかの交付を受けた人

- ① 特定医療費（指定難病）受給者証
- ② 特定疾患医療受給者証
- ③ 先天性血液凝固障害等医療受給者証
- ④ 小児慢性特定疾病医療受給者証

支給金額／

一律支給分 1万円（受給者証の有効期間内1回）

入院支給分

- ・ 1か月の入院日数が15日以上の場合、月に1万円
- ・ 1か月の入院日数が14日以下の場合、月に5000円

※そのほか、訪問看護などの費用の一部を助成する「難病患者介護家族リフレッシュ事業」、車いすなどの購入費用の一部を助成する「小児慢性特定疾病日常生活用具給付事業」があります。

※難病患者も、身体障害者手帳の有無にかかわらず、必要と認められた障害福祉サービスを受けることができます。場合があります。

問合せ／

●「療養扶助費」「難病患者介護家族リフレッシュ事業」「小児慢性特定疾病日常生活用具給付事業」のこと

保健医療課

☎0545(67)0260

●「障害福祉サービス」のこと

障害福祉課

☎0545(55)2761

このほかにも、特定の条件を満たす場合に利用できる行政サービスがあります。詳しくは、難病ガイドをご覧ください。



▲難病ガイドはこちら

富士市難病患者・家族連絡会

難病患者及び患者家族、賛助会員によって構成されています。難病患者と家族がよりよい生活を送るため、様々な支援活動をしています。

【活動内容】

- ・ 電話または、面接による相談（無料）
- ☎0545(64)9045
- ※秘密は厳守します。

とき／毎月第1・第3水曜日 10～13時
ところ／フィランセ東館3階 福祉団体活動室

・ 難病患者総合相談会の開催、会員同士の交流及び他団体との交流、医療講演会の開催など

【問合せ】富士市難病患者・家族連絡会

事務局 ☎090(8737)7952

